平成２１年（フ）第７３５号
栃木県日光市大桑町34番地１
債務者　渡邊由利子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３７号
栃木県宇都宮市宮の内３丁目160番地21
債務者　津野田正英
１　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４４号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目19番14号　ウェルヤナックス303号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市平松本町342番地５　グランドォール宇都宮606
債務者　雁金麻希子
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４５号
栃木県鹿沼市幸町２丁目７番６号
債務者　髙橋　晴人
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４６号
栃木県日光市土沢577番地38
債務者　松下　敏博
１　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５１号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙2845番地　髙木コーポ203号
債務者　仲山　千穂
１　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２４９６号
横浜市緑区三保町1942番地　コミュニティープラザＦ棟103号
債務者　原　　英明
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５８７号
神奈川県鎌倉市台１丁目14番８―301号
債務者　大谷　徳幸
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６９８号
横浜市港南区野庭町848番地５
債務者　前川　宇一
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７８６号
横浜市中区小港町１丁目37番地
債務者　樋口　秀夫
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８１０号
横浜市戸塚区汲沢３丁目１番18―102号
債務者　中澤　　亮
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８３７号
神奈川県綾瀬市寺尾南３丁目３番23号　スカイハイツ103
債務者　鎌田　晴美
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８４９号
横浜市南区伏見町11番地　シャトレーヌ伏見203
債務者　坂田由美子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８６３号
神奈川県鎌倉市植木598番地３　406号
債務者　吉田　睦子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８７１号
横浜市旭区今宿南町2040番地　リッツハウスオガワＢ102
債務者　根岸　公代
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９１１号
横浜市鶴見区向井町４丁目84番地13　ＴＫＳビル307号
債務者　村瀬　紘子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部